

訪問リハビリテーションサービス
介護予防訪問リハビリテーションサービス
重要事項説明書及び利用契約書

蒲田リハビリテーション病院
訪問リハビリテーション

蒲田リハビリテーション病院

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

令和 年 月 日

1. 事業の目的と運営方針

心身機能の低下がある方に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、適正な指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	医療法人社団 巨樹の会 蒲田リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
指定番号	1315670047
所在地	東京都大田区大森西4-14-5
管理者氏名	病院長 前原 正明
電話番号	03-5767-7100
サービス提供地域	大田区全域 世田谷区：東玉川1丁目 品川区：大井1～7丁目、南大井1～6丁目
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後17時00分
サービス提供時間	午前9時00分～午後16時40分

(2) 職員体制

	資格	常勤専従	常勤非専従	非常勤専従	非常勤非専従
管理者	病院長		1名		
従事者	医師		1名以上		
	理学療法士		2名以上		
	作業療法士		1名以上		
	言語聴覚士		1名以上		

(3) 職務内容

管理者（病院長）

従事者及び、業務の管理を一元的に行います。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

利用者様の状況に応じ、介護保険または、医療保険の双方で対応致します。

利用者様の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支えるためのリハビリテーションを行います。

3. サービス内容

指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

4. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問職員に対する贈り物や飲食物はお受けできません。
- ② 利用者様の都合により訪問リハビリの派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事務所にご連絡下さい。
- ③ 非常災害により、訪問リハビリの派遣が困難となる場合もございますので、ご了承下さい。
- ④ 約1ヶ月以上サービスの利用を中止された場合、再開時に訪問スケジュール（回数、時間等）が変更になる場合もございますので、ご了承下さい。
- ⑤ 利用開始にあたり、蒲田リハビリテーション病院もしくはかかりつけ医を受診し、訪問リハビリテーション指示書の発行が必要です。
その後は、3ヶ月毎の受診が必要となります。

5. 緊急時の対応

利用者様の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡をとるなどの措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

訪問リハビリの提供により事故が発生した場合には、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様及び、ご家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

但し、事業所がサービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いることの同意をお願い致します。利用者さま及びご家族に関する個人情報については、個人情報保護に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

8. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための情報管理規程や個人情報保護規定を作成し、職員教育を行います。

9. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

10. 損害賠償責任について

損害賠償金の支払いは、事業者に故意または過失が存在する場合に限られます。

また、損害賠償金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、損害賠償が減額されることになります。

11. 虐待防止のための措置について

虐待の発生又はその再発を防止するため、定期的な委員会の開催等、必要な措置を講じます。

12. 衛生管理について

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症を予防及びまん延防止のために、定期的な委員会の開催等、必要な措置を講じます。

13. ハラスメント防止について

職員におけるハラスメントや、利用者様又はご家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事やサービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するための措置を講じます。

ハラスメントとは、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、著しい迷惑行為等のカスタマーハラスメント等を指します。

14. サービス内容に関する相談、苦情窓口について

医療法人社団 巨樹の会 蒲田リハビリテーション病院	リハビリテーション科 課長 松本 宗一郎	03-5767-7100 (代表)
東京都国民健康保険連合会		03-6238-0011
市町村介護保険相談窓口	大田区大森地域福祉課 高齢者地域支援担当	03-5764-0658
	品川区高齢者福祉課 高齢者支援担当	03-5742-6730

○ 利用料金について

(1) 基本料金

訪問リハビリテーション 別紙料金表		料金は、1単位の単価を11.10円で計算				
訪問リハビリテーション費(要介護者)		単位数	費用額(10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
訪問リハビリテーション費	1単位(20分)につき	308	3,419円	342円	684円	1,026円
訪問リハビリテーション費 <small>※当院の医師が診察をしない場合</small>	1単位(20分)につき	258	2,864円	286円	573円	859円
【加算料金】		単位数	費用額(10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日から3ヶ月以内 1日につき	200	2,220円	222円	444円	666円
リハビリテーションマネージメント加算イ	1月につき	180	1,998円	200円	400円	600円
リハビリテーションマネージメント加算ロ	1月につき	213	2,364円	236円	472円	708円
リハビリテーションマネージメント加算イ+医師説明	1月につき(+270)	450	4,995円	500円	1,000円	1,500円
リハビリテーションマネージメント加算ロ+医師説明	1月につき(+270)	483	5,361円	536円	1,072円	1,608円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	66円	7円	14円	21円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	33円	3円	6円	9円
移行支援加算	1日につき	17	188円	18円	37円	56円
退院時共同指導加算	初回	600	6,660円	666円	1,332円	1,998円
介護予防訪問リハビリテーション費(要支援者)		単位数	費用額(10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
介護予防訪問リハビリテーション費	1単位(20分)につき	298	3,308円	331円	662円	992円
介護予防訪問リハビリテーション費 <small>※当院の医師が診察をしない場合</small>	1単位(20分)につき	248	2,753円	275円	551円	826円
【加算料金】		単位数	費用額(10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日から3ヶ月以内 1日につき	200	2,220円	222円	444円	666円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	66円	7円	14円	21円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	33円	3円	6円	9円
退院時共同指導加算	初回	600	6,660円	666円	1,332円	1,998円

蒲田リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
改定日:R6.6.1

※料金は、1単位の単価を11.1円として計算した額です。

※介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき30単位を所定単位数から減算する。

但し、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFE(科学的介護情報システム)へデータを提出しフィードバックを受けている場合は、減算を行わない。

(2) その他料金

- ・日常生活上必要な物品は実費負担とする。

利用契約書

利用者 _____ 様
事業者 蒲田リハビリテーション病院

訪問リハビリテーションサービス又は介護予防訪問リハビリテーションサービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに、利用者から契約終了の申し出がなく、かつ利用者が要介護認定の更新をした場合には、本契約は要介護認定の更新後の有効期間が満了する日まで、同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

(サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」（以下「ケアプラン」という。）に沿って「訪問リハビリテーション計画」（以下「サービス計画」という。）を作成します。

2 事業者は、利用者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、「訪問リハビリテーションサービス」または「介護予防訪問リハビリテーションサービス」の目標を設定し、前項に規定する「サービス計画」に基づき計画的に行います。

3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「サービス計画」の変更等の対応を行います。

4 事業者は、「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

(サービスの内容及びその提供)

第4条 利用者が提供を受けるサービス内容は、「重要事項説明書」(以下「説明書」という。)に定めたとおりです。

2 事業者は、「説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

3 事業者は、サービス従業員を利用者の居宅に派遣し、「サービス計画」に沿って、「説明書」に定めた内容のサービスを提供します。

4 事業者は、サービスを提供した際には、利用者の状態、サービスの内容について「訪問リハビリテーション報告書」又は「介護予防訪問リハビリテーション報告書」を作成し、1ヵ月ごとに症状の経過等について「訪問リハビリテーション報告書」又は「介護予防訪問リハビリテーション報告書」を作成して、主治医に提出します。

5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。複写物を希望される利用者には、費用を請求します。

6 事業者は、サービスの提供記録を開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができることとします。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(緊急時の対応)

第5条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(居宅介護支援事業者との連携)

第6条 事業者は、「訪問リハビリテーションサービス」又は「介護予防訪問リハビリテーションサービス」の提供にあたり、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)及び保健医療サービス福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

2 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合には、速やかに「居宅介護支援事業者等」への連絡調整等の援助を行います。

(個人情報保護・秘密保持)

第 7条 事業者及び事業者の使用する者は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、これを適切に管理することに努めます。

(1) 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

(2) 個人情報の安全対策

個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。

(3) 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人（利用者）等からの内容の確認・訂正・あるいは利用停止を求められた場合には、内部規則により適切に対応します。

(4) 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

(5) 教育及び継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

(6) 問い合わせ窓口

事業者は、個人情報に関する問い合わせの窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者及び事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

3 前項の規定にかかわらず、事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第 8条 事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・心身財産に障害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害賠償が生じた場合

(4) 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼の反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

3 事業者は、利用者に故意又は過失が認められ、事業者が損害を被った場合、利用者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

(利用者負担金及びその変更)

第 9条 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明します。

(利用者負担金の支払い)

第 10条 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の 1割～3割をお支払いいただきます。

2 サービスが介護保険の給付の範囲を超えた場合には、超えた部分についてサービス費全額（10割）をお支払いいただきます。

3 保険料の滞納などにより、「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

4 事業者は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに利用者に請求し、次の方法によりお支払いいただきます。

(1) 当院指定の金融機関へのお振込み

(2) 当院窓口でのお支払い

(3) 預金口座振替

(利用者負担金の滞納)

第 11条 利用者が、正当な理由なく利用者負担金を 3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により 10日以上を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した「居宅介護支援事業者等」と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(利用者の解約権)

第12条 利用者は事業者に対して、契約終了の2営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第 13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者が、1ヶ月の猶予期間を定めた文書による改善要求を行ったにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者・家族及びその関係者の行為により、事業運営に著しい障害が発生する恐れがあると事業者が認めた場合

(契約の終了)

第 14条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- (2) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき
- (3) 第11条、第12条又は第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (4) 3ヶ月以上連続してサービスの利用がなく、且つ再開の見込みがない場合

(契約終了時の援助)

第 15条 契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ「居宅介護支援事業者等」に対する情報の提供並びにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第 16条 事業者は、利用者からの訪問リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

第 17条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人を持って行わせることができます。

(裁判管轄)

第 18条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第 20条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1条記載の目的のため、当事者がお互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションサービスの開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書及び契約書に基づいてサービスについて説明し、交付しました。

《事業所》

事業所所在地 東京都大田区大森西4-14-5

事業所名 医療法人社団 巨樹の会 蒲田リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
(事業所番号 1315670047)

管理者名 病院長 前原 正明 印

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書及び契約書に基づき事業者から訪問リハビリテーションサービスについて説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

《利用者》

住 所

氏 名

印

署名代行者

印

(続柄)

《利用者代理人（選任した場合）》

住 所

氏 名

印

(続柄)